

こどもたちのゆたかな育ちのために



国分寺市



あんしん相談ナビ

知っておきたい障害児福祉サービス

-  児童発達支援
-  放課後等デイサービス
-  短期入所（ショートステイ）



はじめに

「こどもあんしん相談ナビ」は、国分寺市障害者地域自立支援協議会の相談支援部会において、これから障害児福祉サービスの利用を考えている方に向けて作成しました。

平成24年4月より、障害児福祉サービスを利用するすべてのお子さんに、障害児支援利用計画の作成が義務づけられました。本冊子では、障害児支援利用計画や相談支援専門員についての説明、サービス利用までの流れを紹介しています。

お子さんのゆたかな育ちのために、ぜひご活用ください。

もくじ

- ▶ こんなとき、どこに相談すればいいの？ P.2
- ▶ 障害児福祉サービスを利用したいときには P.3～4
- ▶ 実際に相談支援事業所を利用している家族の感想 P.5
- ▶ 障害児福祉サービス利用までの流れ P.6
- ▶ 児童発達支援 P.7
- ▶ 放課後等デイサービス P.8
- ▶ 短期入所（ショートステイ） P.9
- ▶ こんなサービスもあります！ P.10～11
- ▶ サービス利用対象早見表 P.11
- ▶ その他 P.12～14
- ▶ 市内の相談支援事業所（児童）の一覧 P.15

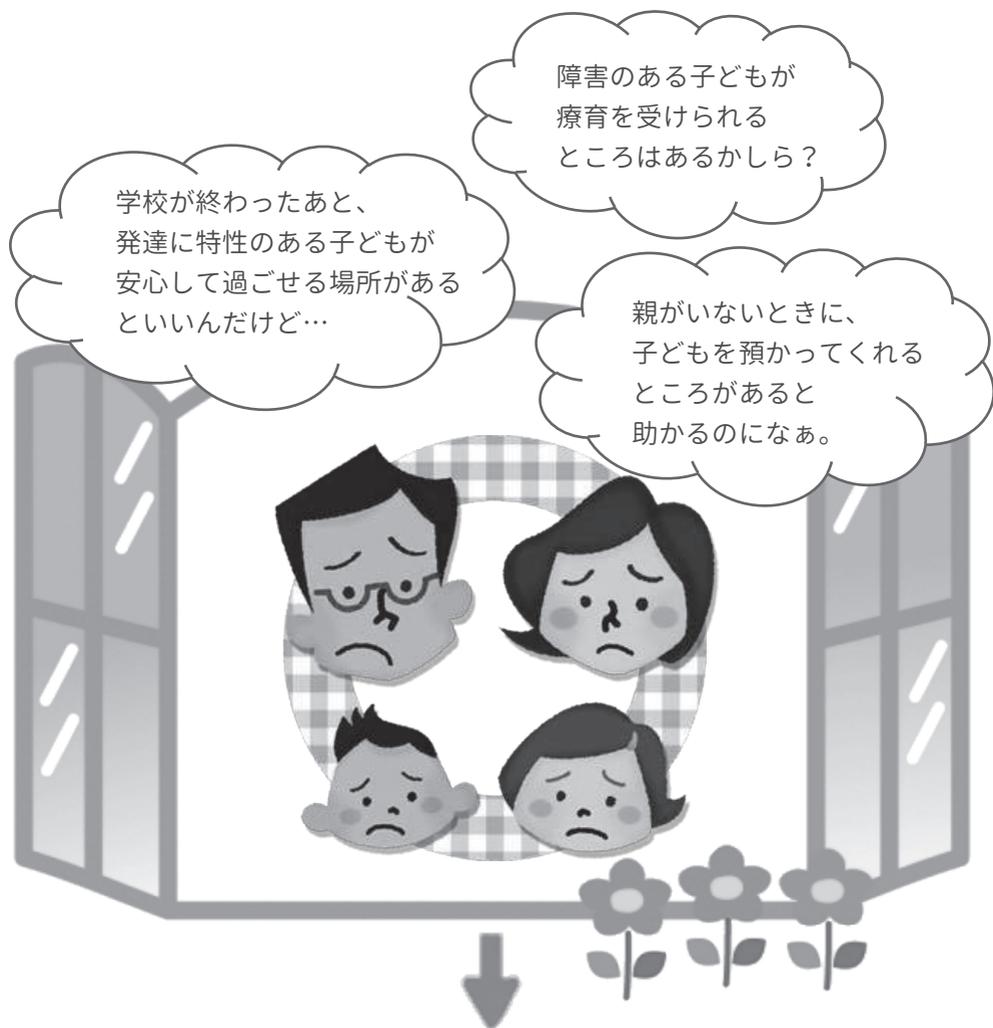
チェック!

◆ 障害者地域自立支援協議会って何をするとところ？



障害のある市民が、地域で安心して生活できる「まちづくり」を目指して、障害者福祉に関係する機関や団体が一堂に会して、関係者間のネットワークづくりや、地域で活用できるサービス・資源等について話し合う組織です。

こんなとき、どこに相談すればいいの？



そんな悩みがある方は、

市役所（障害福祉課） または
相談支援事業所 に相談をしましょう！！



障害児福祉サービスを利用したいときには

(児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所(ショートステイ)など)

○ まず、どこに連絡すればいいの？

市役所の障害福祉課または相談支援事業所に連絡しましょう。

市内の相談支援事業所の一覧は、本冊子の裏面または市役所が発行している『障害福祉ガイドブック』をご参照ください。

○ なぜ、相談支援事業所に相談するの？

児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（ショートステイ）などの障害児福祉サービスを利用するためには、相談支援事業所に配置されている相談支援専門員に「障害児支援利用計画」を作成してもらう必要があるからです。

○ 相談支援専門員ってどんな人？役割ってなに？

相談支援専門員は、発達がゆっくりなお子さんや障害のあるお子さんが、住み慣れた地域で安心してゆたかに暮らし成長できるよう、本人や家族の不安・悩みに耳を傾け、支援する相談の専門職です。

お子さんのゆたかな育ちのために、本人や家族の希望を確認しながら、必要なサービスや、利用できるサービスについて一緒に考えます。

また、必要なサービス等を上手に利用できるよう、手続きへの支援も含めて、関係機関とのコーディネート（調整）をします。

○ 障害児支援利用計画ってなに？

本人や家族の希望をもとに、相談支援専門員が作成する総合的な支援計画（トータルプラン）のことです。この計画を基に、サービスを提供する関係者が情報を共有することで、お子さんを中心とした個別かつ一体的な支援を受けることができます。



○ 利用するには、障害者手帳が必要な？

療育手帳（愛の手帳）や精神障害者保健福祉手帳などの手帳を持っていなくても、障害児福祉サービスを利用できる場合があります。利用するサービスによって要件が異なりますので、本冊子 P.7～9 の各サービス内容より、利用要件をご確認の上、まずは市役所の障害福祉課までご相談ください。

○ 利用するには、どんな手順があるの？

障害児福祉サービスを利用する場合は、まず市役所（障害福祉課）または相談支援事業所に相談をした上で、必要な手続きを踏み、利用したいサービスを提供する事業所と契約を交わすことで利用が開始となります。

＊利用手順の詳細は、本冊子 P.6 のサービス利用までの流れをご参照ください。

○ 費用はどのくらいかかるの？

相談および障害児支援利用計画の作成には、費用はかかりません。

ただし、各サービスを利用した時の利用者負担は、厚生労働大臣の定める基準により算出された金額の1割負担となります。なお、世帯の収入状況により利用者負担額は異なります。また、利用者負担額とは別に、食費等の実費がかかる場合があります。

◆ 障害福祉ガイドブックってどこで手に入るの？

チェック!



市役所の障害福祉課の窓口で配布しています。また、市役所のホームページからも閲覧・ダウンロードすることができます。QRコード読み取り機能のある携帯電話をお持ちの方は、右記のQRコードを読み込むと、市役所のホームページから障害福祉ガイドブックについて紹介しているサイトにアクセスいただけます。



実際に相談支援事業所を利用している家族の感想



家族の思いが事業所に伝わりました！

子どもが利用している事業所に対して不安に感じることがありました。こんなことを言ったら嫌われてしまうと思い、なかなか言い出すことができなかったけど、相談支援専門員を介して、私たちの思いがうまく事業所に伝わり、ホッとしました。嬉しかったです。

安心して利用を始めることができました！

放課後等デイサービスの利用を始めるとき、事業所にお伝えしたいことがいくつかあったけど、どこまで伝えて良いのか迷っていたので、相談支援専門員に相談しました。すると、事業所に同行し、私たちの希望を補足して説明してくれました。様々なことを一緒に確認してもらい、安心して利用を始めることができました。

頼りにしています！

子どもの成長とともに、放課後や週末の過ごし方、きょうだい関係、親離れなど、生活上の様々な不安が出てきたので、相談支援専門員に相談しました。

障害福祉サービスや地域の情報を集めて、一緒に子どものことを考えてもらえて、心強かったです。

参考になっています！

私たちだけでは必要な情報が十分に得られず、どうしたらよいか迷ってしまうことがありました。相談支援専門員から教えてもらった情報は、今後のことを考える上で、とても参考になっています。



障害児福祉サービス利用までの流れ



あなた(家族)



相談支援専門員



市役所の職員



サービス提供事業者

① 相談



市役所（障害福祉課）または相談支援事業所に相談をしましょう。利用の対象になるか確認を行います。

② 利用申請



市役所（障害福祉課）に利用申請書を提出します。※市では、基本的に利用を希望するサービス提供事業者が決まってから、ご提出いただいています。

③ 計画案の作成依頼

相談支援事業所と契約し、面談の上、相談支援専門員が「障害児支援利用計画案」を作成します。



④ 調査



サービスの利用を希望するお子さんや家族に、障害や生活の状況等について、聞き取り調査を行います。

⑤ 支給の決定



調査の結果、サービスを利用できるかどうか支給の要否や支給量などが決まります。

⑥ 担当者会議



支給の決定が行われたあと、お子さんを支援する関係者が集まって会議を開きます。

⑦ 計画の作成



お子さんや家族の希望をもとに相談支援専門員が「障害児支援利用計画」を作成します。

⑧ 利用開始



利用するサービスを提供する事業所と個別に契約し、利用が開始されます。

* この相談支援の流れは一例です。個々の状況により、流れは異なる場合があります。

* ご自身で計画を作成する「セルフプラン」をご希望の方は、市役所（障害福祉課）までお問合せください。



児童発達支援

内容：障害のあるお子さん又はその可能性のあるお子さんに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性に応じて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学のお子さん。

要件：①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められている。
②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められている。

備考：重度の障害や疾病等により外出することが著しく困難なお子さんに対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型」もあります。

*市内のサービス提供事業者一覧は『障害福祉ガイドブック』をご参照ください。

よくある質問 Q&A

Q：療育ってどんなことをするの？

A：「療育」では、専門スタッフ（医師、保育士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士など）が、様々な活動を通じて、お子さんの自立や成長をサポートします。活動には、コミュニケーション、ソーシャルスキル、微細運動（指先を使った細かな作業）、粗大運動（体全体を使った運動）、認知（言葉、数）、身辺自立（着脱、ボタン）などがあり、事業所によって提供する活動の特徴は異なります。利用を検討している方は、相談支援事業所までご相談ください。

Q：毎日利用できるの？利用する事業所までどうやって行けばよいの？

A：利用できる日数は、お子さん本人の状況に応じて異なります。送迎を行っている事業所もあります。各事業所に直接お問い合わせください。





放課後等 デイサービス



内容：障害のあるお子さんに対し、放課後や夏休み等の長期の休暇中において、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

対象：小・中・高等学校（特別支援学校を含む）に就学中で、学校の授業終了後又は学校がお休みの日に支援が必要と認められたお子さん。

要件：療育の必要性があると認められている。

備考：障害者手帳をお持ちでない方については、療育の必要性を確認するため、医師の診断書などの提出をお願いする場合があります。

*市内のサービス提供事業者一覧は『障害福祉ガイドブック』をご参照ください。

よくある質問 Q & A

Q：「放課後等デイサービス」と「学童保育」は、何が違うの？

A：目的が違います。放課後等デイサービスは、障害のあるお子さんに対して発達支援を行うことを目的としており、お子さん一人ひとりの発達の過程や特性に応じて作成される個別支援計画に基づいて活動を行います。

学童保育は、保護者の労働や病気などを理由に、日中の保育が受けられないお子さんに対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、お子さんの健全な育成を図ることを目的としています。小学1年～3年生（障害児は、小学1年～中学3年生）までのお子さんが利用できる施設です。

Q：毎日利用できるの？利用する事業所までどうやって行けばよいの？

A：利用できる日数は、お子さん本人の状況に応じて異なります。

送迎を行っている事業所もあります。各事業所に直接お問い合わせください。





短期入所 ショートステイ

内容：自宅で障害のあるお子さんを介護している家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障害のあるお子さんに短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援を行う。

対象：障害児支援区分における区分1以上に該当する障害のあるお子さん。

要件：①障害（難病を含む）があると認められている。
②市の調査を受けて、障害児支援区分における区分1以上に該当している。

備考：利用するにあたり、食事代や日用品費等の実費がかかります。

*市内のサービス提供事業者一覧は『障害福祉ガイドブック』をご参照ください。

よくある質問 Q&A

Q：親がどうしても不在になる場合、障害のないきょうだいはどうしたらいいの？

A：障害児福祉サービスの短期入所（ショートステイ）は、障害のあるお子さんに対するサービスです。障害のないお子さんについて、保護者が入院や出産等で不在になるなど、やむを得ない理由がある場合には、本冊子 P.13 「子ども家庭支援センターぶんちっち」までご相談ください。

Q：利用する事業所までどうやって行けばよいの？

A：原則、サービスを利用する事業所までの送り迎えはご家族でお願いします。お子さんお一人で移動が可能な場合は、お一人での通所でも構いません。送迎については、各事業所に直接お問い合わせください。

チェック! ◆ 障害児支援区分ってなに？



障害児支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて、障害のあるお子さんに必要とされる標準的な支援の度合いを示したものです。

区分1～区分3の3段階で認定され、数字が大きいほど支援の度合いは高く、サービスの利用要件や利用期間を決める際の基準となります。

こんなサービスもあります！

☆ 日常生活に関わるサービス

○ 居宅介護（身体介護）

障害（難病を含む）があると認められている方で、日常生活での入浴、排せつ、食事等に支援が必要な方に対して、ヘルパーを自宅へ派遣し、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。

＊利用を希望する方は、市役所（障害福祉課）または相談支援事業所にご相談ください。

○ 訪問看護

病気や障害を抱えながら在宅生活をしている方に対して、看護師などの専門スタッフが自宅を訪問し、医師が作成する「訪問看護指示書」に従って、健康状態の観察や療養環境への助言、服薬指導、たん吸引等を行い、療養生活をサポートします。

＊利用を希望する方は、医療機関（主治医）にご相談ください。

○ 訪問入浴

ご家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度の身体障害のある方（身体障害者手帳 2 級以上）に対して、定期的に巡回入浴車が自宅へ訪問し、専門スタッフが浴槽の設置や入浴の介助を行います。

＊利用を希望する方は、市役所（障害福祉課）までご相談ください。

☆ 外出等に関わるサービス

○ 移動支援

愛の手帳、身体障害者手帳（両上肢 1 級かつ両下肢 1 級）、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかの交付を受けている小学 1 年生以上の障害のある方に対して、生活上必要な外出等、障害者または障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行います。利用するためには、「移動支援受給者証」が必要となります。

＊利用を希望する方は、市役所（障害福祉課）までご相談ください。



☆ 預かりに関わるサービス

○ 日中一時支援

障害（難病を含む）があると認められている方で、介護者の疾病等により、障害のある方の介護を一時的に行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設などに入所することができる制度です。利用するためには、「日中一時支援受給者証」が必要となります。

*利用を希望する方は、市役所（障害福祉課）までご相談ください。

○ 学童保育

保護者の労働、疾病、看護、介護などの理由により、日常的に放課後の保育を受けられないお子さんを登録し、保育する施設です。

*利用を希望する方は、市役所（子ども子育てサービス課）までご相談ください。

担当窓口：子ども子育てサービス課入園相談担当 電話：042-325-0111（内線：383）

サービス利用対象早見表

*利用要件等の詳細は、市役所（障害福祉課）までお問合せください。

	乳児 0歳～1歳未満	幼児 満1歳～就学前	小学生	中学生	高校生
児童発達支援	○	○	×	×	×
放課後等サービス	×	×	○	○	○
短期入所	要相談	要相談	○	○	○
居宅介護	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談
訪問看護	○	○	○	○	○
訪問入浴	要相談	要相談	○	○	○
移動支援	×	×	○	○	○
日中一時支援	要相談	要相談	○	○	○
学童保育（障害児）	×	×	○	○	×

その他

○ 国分寺地域活動連絡会（愛称：わいわいくらぶ）

市内にお住まいの障害のあるお子さん・生徒及びきょうだい・保護者、会に賛同する市内の学校に通うお子さんたちとその保護者を対象に、学校・家庭以外における社会参加と余暇活動の促進を図るため、保護者とボランティアが中心となって活動を行っています。

問合せ先：E-mail：waiwaiclubwaiwai@yahoo.co.jp

○ 国分寺子どもクラブ

市内にある大学生を中心としたボランティアサークル。主に小中学生のお子さんたちの「余暇活動の保障」を目的に活動を行っています。障害の有無は問わず、すべてのお子さんが一緒に遊んでいます。

問合せ先：E-mail：kodomo_club1980@yahoo.co.jp

○ 国分寺ファミリー・サポート・センター（市の委託サービス）

保育施設・学童保育所や習い事等への送迎、保護者の通院・病気・看病・出産・心身の疲労回復及びリフレッシュ時にお子さん（生後 57 日から満 12 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで）をお預かりする、相互援助活動を行う会員組織です。

ご利用は、有償（1 時間 800 円～900 円）となります。

*利用を希望する方は、国分寺市社会福祉協議会までご相談ください。

電話：042-300-6061 / FAX：042-300-6062

◆ 障害福祉ガイドブックの詳しい内容は、 QR コードからもアクセスいただけます。

チェック!



QRコード読み取り機能のある携帯電話をお持ちの方は、右記のQRコードを読み込んでください。市役所のホームページから障害福祉ガイドブックを紹介しているサイトにアクセスいただけます。なお、障害福祉ガイドブックは、市役所の障害福祉課の窓口で配布しています。



☆ 発達や子育てについて相談できるところ

○ こどもの発達センターつくしんぼ

市内にお住まいの 18 歳未満のお子さんとお子さんの発達に不安を持つご家族、その関係者を対象に、お子さんの発達や子育てに関する総合的な支援を行っています。

電話：042-325-0070 / 電話・FAX：042-323-7912

○ 市健康推進課（いずみ保健センター）

お子さんの発達や健康、子育てについての相談を受け付けています。また、お母さんの体の心配など、気になることや困ったことなどについての相談も受け付けています。訪問も行っています。まずはお電話ください。

担当窓口：健康推進課 電話：042-321-1801

○ 子ども家庭支援センター ぶんちっち

市内にお住まいの 18 歳未満のお子さん、その保護者や子育てに関わるすべての方からの相談に応じています。

電話：042-572-8138 / FAX：042-572-0481

○ 東京都発達障害者支援センター TOSCA（トスカ）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のあるお子さんとその家族からの電話相談や、来所面談による相談支援、発達支援、就労支援を行っています。

電話：03-3426-2318 / FAX：03-3706-7242



☆ 教育について相談できるところ

○ 教育相談室

保護者の方のお子さんへの教育に関する様々な相談を、臨床心理士などの教育相談員がお受けしています。また、小学校・中学校入学を前にした悩みや、特別支援教室への入室、特別支援学級等への転入学などの就学相談も行っています。

ことばの遅れや発音、聴こえの悩みについては、言語聴覚士が相談をお受けします。

電話：042-573-4376

☆ 難病について相談できるところ

○ 東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病のある方の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者さんの療養生活を支援しています。

電話：03-5802-1892（直通）

○ 難病患者療養相談（東京都多摩立川保健所）

安心して療養生活が送れるように、保健師や理学療法士、栄養士、歯科衛生士が家庭訪問や電話、所内面談等により家庭での介護やリハビリ、介助用品など療養上の相談を行っています。

電話：042-524-5171 / FAX：042-528-2777

☆ その他子どものことを相談できるところ

○ 東京都小平児童相談所

18歳未満のお子さんについて、あらゆる相談や障害者手帳（愛の手帳）の判定などを受け付けています。また、必要な助言や通所指導及び一時保護や児童福祉施設への入所等の措置を行っています。

電話：042-467-3711 / FAX：042-467-5241





市内の相談支援事業所（児童）の一覧

事業所名	営業時間	連絡先
地域活動支援センターつばさ (所在地：泉町 2-3-8 障害者センター内)	午前 9 時～午後 7 時 第 1・3・5 日曜、祝日定休	042-321-1136
地域活動支援センター虹 (所在地：戸倉 4-14 福祉センター内)	午前 9 時～午後 5 時 土日祝定休	042-300-0608
こどもの発達センターつくしんぼ (所在地：戸倉 3-1-1)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 土日祝定休	042-323-7970
ヘルパーステーションびいと (所在地：西元町 3-6-14)	午前 9 時～午後 5 時 水曜、日祝定休	042-316-8523
すこやか相談支援 (所在地：西恋ヶ窪 2-2-1 1 階)	午前 9 時～午後 5 時 土日祝定休	042-323-3941
相談支援事業所 ゼフィール国分寺 (所在地：東元町 4-19-11)	午後 2 時～午後 6 時 土日祝定休 ※時間外でも対応可	042-203-3569
相談支援事業所 チェンジアップ (所在地：西町 3-15-5)	午前 9 時～午後 6 時 月曜、日祝定休	042-502-9082
相談支援事業 空にたね (所在地：泉町 3-37-31)	午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分 月曜、日祝定休	042-328-8005
ラミュール相談支援事業所 (所在地：本多 4-15-8)	午前 9 時～午後 5 時（電話対応） 土日祝定休 ※面談は月～水曜	090-8949-5413

